九州大学筑紫地区自家用電気工作物保安規程

平成２６年度九大規程第５５号
制　　定：平成２６年１１月２８日
最終改正：平成２７年　３月３１日
（平成２６年度九大規程第２１４号）

（趣旨）
第１条　この規程は、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４２条第１項の規定に基づき、九州大学が筑紫地区に設置する電気工作物（以下単に「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物に係る保安」という。）を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（他の法令との関係）
第２条　電気工作物に係る保安に関しては、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（定義）
第３条　この規程において「部局」及び「部局長」とは、別表第１に掲げるものをいう。

（総括管理）
第４条　総長は、電気工作物に係る保安の業務（以下「保安業務」という。）を総括管理する。
第５条　事務局長及び部局長は、別表第１に定めるところにより当該部局の保安業務を管理する。

（主任技術者）
第６条　保安業務を監督させるため、主任技術者を置く。
２　主任技術者は、電気主任技術者免状の交付を受けている者とする。
３　主任技術者は、筑紫地区事務部長の推薦により総長が委嘱する。
４　主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となるときは、総長があらかじめ指定する者がその職務を代行する。

（指揮命令系統及び補助者）
第７条　保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統並びに主任技術者を助け保安業務に従事する者（以下「補助者」という。）は、別表第２に定めるとおりとする。

（部局長の義務）
第８条　部局長は、電気工作物に係る保安上、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。
(1)　年度計画に関する事項
(2)　電気工作物の工事の計画に関する事項
(3)　電気事故防止に関する事項
(4)　災害対策に関する事項
２　部局長は、所管官庁に提出する書類の内容が保安業務に関係あるときは、主任技術者の参画のもとに立案し、決定するものとする。
３　部局長は、所管官庁が法令に基づいて行なう検査には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

（使用前安全管理検査等）
第９条　部局長は、法令に基づく法定事業者検査に関して、主任技術者の指導及び監督の下に実施し、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。
２　部局長は、法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導及び監督の下に必要な検査要員を配置した上で実施し、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。

（主任技術者の職務）
第１０条　主任技術者は、部局長を助け、保安業務を監督するものとする。
２　主任技術者の職務は、次に掲げる事項について行うものとする。
(1)　電気工作物に係る保安教育及び保安訓練に関すること。

(2)　電気工作物の工事に関すること。
(3)　電気工作物の保守に関すること。
(4)　電気工作物の運転及び操作に関すること。
(5)　電気事故防止に関すること。
(6)　災害発生時の措置に関すること。
(7)　保守業務の記録に関すること。
(8)　保安用器材及び書類の整備に関すること。

３　主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、保安業務の監督を誠実に行わなければならない。

（保安教育及び保安訓練）

第１１条　主任技術者は、補助者に対し、保安業務を行うために必要な知識及び技能の教育を計画的に行うとともに、電気事故その他非常災害が発生したときの措置について、適宜実地指導訓練を行うものとする。

（工事の実施）

第１２条　部局長は、電気工作物の工事を実施する場合は、その工事の内容に応じて作業責任者を選任し、主任技術者の監督の下にこれを施工するものとする。

２　部局長は、前項の工事が完成したときは、保安上、支障がないことを確認してから引き取るものとする。

（点検及び測定）

第１３条　主任技術者は、別に定める基準により、電気工作物に係る保安のための巡視点検、精密点検（以下「点検」という。）及び測定を実施しなければならない。

（技術基準への適合措置）

第１４条　主任技術者は、前条の点検及び測定の結果、法令に定める基準に適合しない事項が判明したときは、その旨を速やかに部局長に報告するものとする。

２　部局長は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、又は使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に法令に定める基準に適合するようにしなければならない。

（運転及び操作基準）

第１５条　職員は、電気工作物を運転及び操作する場合には、機器の性能、取扱方法等を熟知した上、別に定める基準により、常に安全確実に行わなければならない。

２　遮断器及び断路器の開閉については、前項の規定にかかわらず九州電力株式会社との間に締結した契約に基づくところによる。

（運転停止時の保全方法）

第１６条　電気工作物の発電設備の運転を相当期間停止する場合は、休止設備と運転設備の区分を明確にした上、主要機器の点検手入れ、防塵、防錆、防湿等の対策を行い、運転再開に支障がないよう保護を講じる。

（電気事故等の再発防止）

第１７条　主任技術者は、電気事故その他異常な事態（以下「電気事故等」という。）が発生したときは、直ちに当該電気工作物の精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

２　補助者は、電気事故等が発生したときは、速やかにその原因、状況等について主任技術者に報告しなければならない。

（災害発生時の措置）

第１８条　主任技術者は、台風、地震、火災その他の非常災害発生時において電気工作物に係る保安を確保するための指揮監督を行うとともに、危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

（記録）

第１９条　主任技術者及び補助者は、電気工作物に係る保安に関する記録簿を備え、これに所要事項を記録し、保存するものとする。

（責任分界点）

第２０条　電気工作物に係る保安上の責任分界点については、九州電力株式会社と協議して定めた位置とする。

（危険の表示）

第２１条　特別高圧変電設備その他の高圧電気工作物が設置されている場所には、人の注意を喚起するための表示をするものとする。

（測定器具類の整備）

第２２条　電気工作物に係る保安上必要とする測定器具類を常に整備し、保管しておくものとする。

（設計図等の保存）

第２３条　電気工作物に関する設計書、仕様書、取扱説明書等については、当該電気工作物の設置期間中保存するものとする。

（手続書類等の保存）

第２４条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類、図面その他主要文書については、その原本若しくは原図又はそれらの写しを必要期間保存するものとする。

（保安業務の委託）

第２５条　電気工作物の保安業務は、電気事業法施行規則（平成７年通商産業省令第７７号）で定める要件に該当する者に委託して行わせることができる。

（細則）

第２６条　この規程に定めるもののほか、保安業務の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附　則

この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

附　則（平成２６年度九大規程第２１４号）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）
　筑紫地区

部局	部局長	管理範囲
総合理工学研究院	総合理工学研究院長	総合理工学府及び総合理工学研究院に設置した電気工作物
応用力学研究所	応用力学研究所長	応用力学研究所に設置した電気工作物
先導物質化学研究所	先導物質化学研究所長	先導物質化学研究所（伊都地区を除く。）に設置した電気工作物
附属図書館筑紫図書館	附属図書館長	附属図書館筑紫図書館に設置した電気工作物
エネルギー基盤技術国際教育研究センター	エネルギー基盤技術国際教育研究センター長	エネルギー基盤技術国際教育研究センターに設置した電気工作物
キャンパスライフ・健康支援センター	キャンパスライフ・健康支援センター長	キャンパスライフ・健康支援センター（各地区分室を除く）に設置した電気工作物
中央分析センター	中央分析センター長	中央分析センター（伊都分室を除く。）に設置した電気工作物
産学連携センター	産学連携センター長	産学連携センターに設置した電気工作物
炭素資源国際教育研究センター	炭素資源国際教育研究センター長	炭素資源国際教育研究センターに設置した電気工作物
極限プラズマ研究連携センター	極限プラズマ研究連携センター長	極限プラズマ研究連携センターに設置した電気工作物
グリーンアジア国際リーダー教育センター	グリーンアジア国際リーダー教育センター長	グリーンアジア国際リーダー教育センターに設置した電気工作物
大気環境統合研究センター	大気環境統合研究センター長	大気環境統合研究センターに設置した電気工作物
筑紫地区事務部	筑紫地区事務部長	筑紫地区事務部に設置した電気工作物（筑紫地区にある学内共通利用施設を含む。）

別表第２（第７条関係）

自家用電気工作物の保安に関する組織図

は指揮命令系統を示す。

は連絡系統を示す。

は当該事務部におかれている場合に該当する。

は補助者を示す。